



# 11月は『児童虐待防止推進月間』です

## 『虐待かも』と思ったら

子どもに対する虐待は増え続けており、虐待を受けて命を落とす子どももいます。虐待を防ぐために、気になることがあれば、まず連絡してください。虐待ではなかったとしても、通告者が責任を問われることはなく、秘密も守られます。



たとえ『しつけ』のつもりでも、子どもに著しい苦痛をあたえること、子どもの成長に悪影響をあたえることは、虐待にあたります。親の都合や事情は関係ありません。大切なことは、子どもの視点や立場に立って考えることです。

## 相談・連絡先

- 児童相談所全国共通ダイヤル  
いちばやく 189
- 家庭児童相談室(子育て支援課内)  
43-0441
- 配偶者暴力相談支援センター  
43-0411
- 加東警察署刑事生活安全課  
42-0110(24時間対応)

緊急時は迷わず110番を！  
虐待やDVなどで、明らかに生命の危険があるときは、一刻も早く保護しなければなりません。  
すぐに警察へ通報してください。



## 『女性に対する暴力をなくす運動』を実施します(運動期間 11月12日~25日)

DVから、子どもへの虐待が判明するなど、女性への暴力と子どもの虐待には深い関係があります。  
配偶者やパートナーからの暴力を我慢していませんか。  
暴力とは、殴る・蹴る・物を投げるなどの直接的なもののほか、無視する・おどす・生活費

を渡さない・交友関係を制限する・性行為を強要するなどの精神的なものも含まれます。  
あなた自身を守ることが、お子さんを守ることに直結します。相手との関係を『辛い』と感じたら、迷わず相談してください。



問い合わせ 福祉部子育て支援課(庁舎1階) 43-0408

# 認知症になっても笑顔で暮らせるまちを目指して！

認知症は、ともに暮らす家族でも気付かないような初期段階であっても、外出先で突然道が分からなくなり、行方不明になるなど、深刻な事態を招く恐れがあります。一旦、認知症であると分かれば、本人とその家族は、とても不安な生活が続くこととなります。

加東市では、認知症になった方とその家族が安心して暮らせるように、徘徊の予防や、見守りを支援する事業を実施しています。

問い合わせ  
福祉部高齢介護課(庁舎1階)  
43-0431

ひとり外出見守りネットワーク・徘徊SOSネットワーク事業

認知症の人・認知症かもしれない人が、安全・安心に外出できるよう、加東市では、市民や事業所の方々のご協力を得て、ひとり外出している人を見守ったり、行方がわからなくなった人を速やかに発見したりできるネットワークを組んでいます。ぜひご活用ください。

警察や消防による捜索とは別に、市民や事業所による独自のネットワークで、行方不明者の早期発見に努めます。



おでかけ安心GPS事業



# バリアフリー化のための住宅改修費を助成します

高齢の方や障害のある方が、住み慣れた住宅で安心して暮らせるよう、バリアフリー化のための住宅改修について、助成制度があります。  
制度の利用には事前の申請が必要です。まずは高齢介護課にご相談ください。

- 注意事項
- ①所得制限があります。
  - ②助成は、工事と助成金交付手続きのどちらもが年度内に完了できる場合に限りです。
  - ③新築工事や申請前に着工した工事は対象外です。
  - ④老朽化による改修など、工事内容によっては対象とならないことがあります。
  - ⑤過去にこの事業の助成を受けられた世帯が、再度助成を受けることはできません。  
また、過去に介護保険など他制度の住宅改修費の給付を受けられている場合も、助成対象とはなりません。
  - ⑥申請受付を年度途中で終了することがあります。



- 助成の対象  
加東市に住民登録があり、次の要件のどちらかにあてはまる方
- ①特別型 ○介護保険の要介護認定・要支援認定を受けられた方
  - 身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けられた方
  - ②一般型 ○65歳以上で特別型の対象でない方
- 助成の限度額  
①特別型 90万円 ②一般型 33万円

問い合わせ 福祉部高齢介護課(庁舎1階) 43-0440

# 『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、申告の対象となる年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が、社会保険料控除の対象となります。

平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が、11月上旬に届きます。

年末調整や確定申告には、控除証明書か、金融機関等で保険料を納付した際の領収証書を添付してください。10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した方には、平成30年2月上旬に控除証明書が届きます。

ダイヤルの開設期間  
平成30年3月15日(木)

受付時間  
平日：8時30分～19時  
第2土曜日：9時～17時  
第2土曜日以外の受付は平日のみ。ただし、12月29日から1月3日までの間はご利用いただけません。

問い合わせ  
福祉部生活保護課・医療課(庁舎1階)  
43-0501

